

第 3 8 号議案

事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 1 月 2 2 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	13	協定項目名	事務組織及び機構の取扱い
調 整 内 容			
<p>【修正内容】</p> <p>事務組織及び機構の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>1. 整備方針について</p> <p>新市の組織・機構については、地域自治組織制度の創設などの地方分権の進展や、総合的な住民サービスの向上に充分配慮しながら次の視点により整備する。</p> <p>(1) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構</p> <p>(2) 市民が利用しやすくわかりやすい組織・機構</p> <p>(3) 簡素で効率的な組織・機構</p> <p>(4) 指揮命令系統が明確な組織・機構</p> <p>(5) 新たな行政課題など時代の変化に柔軟に対応できる組織・機構</p> <p>2. 総合支所(仮称)について</p> <p>(1) 合併前の町の区域を所管区域とする総合支所(仮称)を設置する。</p> <p>(2) 総合支所(仮称)は、合併時においては4町の現有庁舎を有効活用する。</p> <p>(3) 総合支所(仮称)は、本庁において処理する事務(市全体に係る政策、施策、総合的調整事務、管理事務、その他効率性の観点から一元化して実施する事務)を除き、地域の市民サービスに係る事務を総合的に所掌する。</p> <p>(4) 総合支所(仮称)は、新市建設計画の推進を図る地域振興の拠点として、所掌する事務に関し、次の機能を有するものとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">地域振興に関するものなど、地域実情に応じた事務事業を自ら企画立案・実施する機能</p> <p style="padding-left: 40px;">市民生活に密接に関連するものなど、統一された水準のサービスを主体的に実施する機能</p>			